

2. 政治分野への女性の参画

(1) 政治分野への女性の参画の実態

①国

ノルウェーの国会は「ストーティング (Storting)」と呼ばれ、1884年に議会制度が導入されて以来、ノルウェーの政治の最高機関としての役割を果たしてきた。ストーティングは選挙で選出された169名の議員で構成され、全員がそれぞれ政党に属している。

選挙は4年毎に行われ、比例代表制によって県毎に選出される。各県からの議席数は人口に基づいて割り当てられている。現在、普通選挙権は18歳以上のすべての国民に与えられているが、選挙権が男性に与えられたのは1898年、女性は1913年であった。

また、ストーティングは一院制議会であるが、立法権を行使する際は、それぞれ同等の権限を持つウーデルスティング(全議員の4分の3)とラーグティング(同4分の1)の二院制となる。内閣が提出した法案はまずウーデルスティングに、次にラーグティングに送られる。国家予算と憲法改正については、本会議(ストーティング)で審議される。

ノルウェーで女性の進出が最も進んでいるのが政界である。女性の国会議員比率は、40年前には10%に満たなかったが、選挙毎に増加し、2008年10月現在36%に達している。

図表 3-3 国会における女性議員比率の推移

選挙年・月	女性比率 (%)	女性議員数 (人)	議員総数 (人)
1969年 9月	9.3	14	150
1977年 9月	23.9	37	155
1981年 9月	25.8	40	155
1985年 9月	38.2	60	157
1989年 9月	35.8	59	165
1993年 9月	39.4	65	165
1997年 12月	36.4	60	165
2001年 12月	35.8	59	165
2005年 9月	37.9	64	169
2008年 10月現在	36.1	61	169

出典：1969年～1993年のデータは IPU PARLINE database

http://www.ipu.org/parline-e/reports/2232_E.htm

1997年以降のデータは IPU Women in National Parliaments, statistical archives

<http://www.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm>

ノルウェーの政党は多様である。まず大きな軸として左派－右派に分かれており、それぞれの立場から各政党がこの左右に位置づけられる。左派に属するのは、労働党や左派社会党のような社会主義政党で、右派に属するのは進歩党と保守党である。またキリスト教民主党、中央党及び自由党は、左派－右派の軸では中央に位置している。

現在、労働党がノルウェーにおける最大政党であり、左派社会党、中央党と共に連立政権を組んでいる。

政党別の女性議員比率を見ると、労働党において最も高く、同党当選議席数の 52.5%を占めている。次いで多いのは左派社会党の 46.7%で、キリスト教民主党（45.5%）と中央党（45.5%）がそれに続く。一方、女性比率の少ない政党は、右派の進歩党（15.8%）と保守党（21.7%）である。進歩党の女性比率は他政党より常に低いものの、現在同党の党首は女性である。女性比率の違いは、その政党におけるクォータ制を導入の有無（70 頁に取組として後述）を反映している。

図表 3-4 国会における政党別女性議員数と比率の推移

年	労働党 Labour Party	進歩党 Progress Party	保守党 Conserva- tive Party	キリスト 教民主 党 Christi- an Democrat- ic Party	中央党 Centre Party	左派社会 党 Socialist Left Party	自由党 Liberal Party
1945	4(5.3)	(0.0)	1(4.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
1949	6(7.1)	(0.0)	1(4.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
1953	5(6.5)	(0.0)	2(7.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
1957	8(10.3)	(0.0)	2(6.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
1961	11(14.9)	(0.0)	1(3.5)	(0.0)	1(6.3)	(0.0)	(0.0)
1965	9(13.2)	(0.0)	1(3.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	2(11.1)
1969	11(14.9)	(0.0)	2(6.9)	1(7.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
1973	12(19.4)	(0.0)	5(17.2)	1(5.0)	3(14.3)	3(18.8)	(0.0)
1977	20(26.3)	(0.0)	12(29.3)	3(13.6)	1(8.3)	1(50.0)	(0.0)
1981	22(33.3)	(0.0)	13(24.5)	1(6.7)	2(18.2)	2(50.0)	(0.0)
1985	30(42.3)	(0.0)	14(30.0)	4(25.0)	2(16.7)	3(50.0)	(0.0)
1989	32(50.8)	1(4.6)	11(29.7)	5(35.7)	3(27.3)	7(41.2)	(0.0)
1993	33(49.3)	1(10.0)	8(28.6)	5(38.5)	14(43.8)	4(30.8)	(0.0)
1997	32(49.3)	2(8.0)	7(30.4)	11(44.0)	4(36.4)	3(33.3)	1(16.7)
2001	20(46.5)	3(11.5)	12(31.6)	8(36.4)	6(60.0)	11(47.8)	(0.0)
2005	32(52.5)	6(15.8)	5(21.7)	5(45.5)	5(45.5)	7(46.7)	4(40.0)
現在の 議席数 (男女計)	61	38	23	11	11	15	10

出典：Statistics Norway "Elected representatives by party/electoral list and sex. 1945-2005" http://www.ssb.no/stortingsvalg_en/tab-2005-10-27-06-en.html

また、1981年の男女平等法の改正により、公的に任命される委員会等で男女のバランスを取ることが義務付けられた。更に1988年の改正では、いずれの性も全体の少なくとも40%を占めなければならないと規定されたことから、それ以前は22%であったノルウェーの政府委員会構成員の女性比率は、1997年には4割に達し⁷⁶、現在も45%前後で安定している。

図表 3-5 政府委員会・評議会構成員における女性比率の推移

年	女性比率 (%)
2004	43.0
2005	44.0
2006	46.0

出典：平等・差別オンブッドへのヒアリング調査に基づき作成

⁷⁶ Norway - the official site in Japan (<http://www.norway.or.jp/>)
政府委員会構成員の女性比率は、1999年～2000年平均で41.0%である(平成19年版男女共同参画白書)。

②地方

ノルウェーは19の県と430の基礎自治体に分かれている。県は伝統的な行政区分で、基礎自治体は地方自治の最小単位である。高等学校教育やその他専門的なサービスは県が管轄し、小・中学校教育、社会事業、道路、上下水道及び地域用途の設定は基礎自治体が担当する。

地方議会の選挙は4年毎に行なわれ、議員定員は自治体の人口に比例して決定される。ノルウェーの地方議会による自治権は国家から委譲されたもので、憲法ではなく法律によって規定されている。2005年に地方自治法が改正されたことにより、県議会と基礎自治体の議会における男女構成比率は、男女それぞれ40%以上とすることが義務付けられた。

県議会における女性議員比率は、国会同様に高い割合である。1995年の選挙以降、県議会の女性議員比率は4割を超え、2007年の選挙では45%を占めている。県別で見ても女性議員比率が5割を超える県があるなど、県政における女性参画が進んでいることがわかる。

図表 3-6 県 (County) 議会における女性議員比率の推移

県※ (County)	1991 (%)	1995 (%)	1999 (%)	2003 (%)	2007 (%)
全国	39.3	41.2	41.9	42.6	45.0
01 エストフォル Østfold	37.7	34.9	39.5	42.9	37.1
02 アークシュフース Akershus	44.4	44.4	46.0	48.8	46.5
03 オスロ Oslo	40.8	45.8	42.4	44.1	45.8
04 ヘードマルク Hedmark	41.9	39.5	48.8	42.4	50.0
05 オップラン Oppland	38.2	40.0	40.0	51.4	45.9
06 ブスケルー Buskerud	41.8	40.0	43.6	41.9	39.5
07 ヴェストフォル Vestfold	40.0	42.2	44.4	33.3	46.2
08 テレマルク Telemark	38.2	40.0	41.8	39.0	39.0
09 アウスト・アグテル Aust-Agder	34.3	31.4	37.1	37.1	42.9
10 ヴェスト・アグテル Vest-Agder	37.8	46.7	35.6	42.9	45.7
11 ローガラン Rogaland	38.0	38.0	40.4	44.7	44.7
12 ホルダラン Hordaland	37.7	41.8	46.3	42.1	45.6
14 ソグン・オ・フョーラネ Sogn og Fjordane	30.8	43.6	41.0	46.2	48.7
15 ムーレ・オ・ロムスダール Møre og Romsdal	35.1	38.6	38.6	44.7	48.9
16 ソール・トロンデラーク Sør-Trøndelag	41.5	39.6	43.4	40.5	43.2
17 ノール・トロンデラーク Nord-Trøndelag	35.6	40.0	40.0	42.9	45.7
18 ノールラン Nordland	45.3	49.1	43.4	41.5	50.9
19 トロムス Troms Romsa	42.2	42.2	40.0	37.8	43.2
20 フィンマルク Finnmark	42.9	42.9	37.1	45.7	42.9

※ノルウェーは、19の県に分かれ、それぞれ番号が付けられている。かつて県の地位にあったベルゲンが1973年にホルダラン県に編入されたため、13番は空き番号である。

出典：Statistics Norway "County council elections 1991-2007. Representatives and percentage females among representatives, by county"

http://www.ssb.no/kommvalg_en/tab-2008-01-04-05-en.html

一方、基礎自治体議会における女性議員比率は、現在 37.5%である。その割合は、1995年の選挙からは安定して3割以上で増加している。

図表 3-7 基礎自治体 (Municipality) 議会における女性議員比率の推移

年	1987	1991	1995	1999	2003	2007
女性比率 (%)	31.2	28.5	32.7	34.1	35.5	37.5

出典 : Statistics Norway "Municipal council elections 1987-2007. Representatives and percentage females among representatives, by county"
http://www.ssb.no/kommvalg_en/tab-2008-01-04-04-en.html

次に、基礎自治体議会議長の女性比率を見ると、現在 22.6% (2007年) であり、その割合は年々増加している。なお、県議会議長については、18名中、3分の1の6名が女性となっている⁷⁷。

図表 3-8 基礎自治体議会議長の女性比率の推移

年	議長の女性比率 (%)	議長の女性数 (人)
1999	14.9	65
2003	16.8	73
2007	22.6	97

出典 : Statistics Norway "Female chairmen, by party/electoral list and county"
http://www.ssb.no/english/subjects/00/01/20/kommvalgform_en/tab-2008-01-29-04-en.html

⁷⁷ Statistics Norway 2006年データより。

(2) 政治分野への女性の参画に関する取組

①国

ノルウェーでは、国家レベルでの政治分野への女性の参画を促進するための選挙制度はない。しかし、政党の大半は 1970 年～1980 年代に独自にクォータ制やジッパー制等の政策を導入し、女性議員比率を増やす試みを実施している。以下に代表的な施策を記載する。

・クォータ制

クォータ制とは、男女機会均等の実現を目的として、組織構成員に一定割合の女性枠を設定する制度である。1970 年代に左派社会党と自由党がクォータ制を導入して以来、右派に属する進歩党と保守党を除くすべての政党が、選挙の候補者選びや党内役員の任命に際してクォータ制を採用している。クォータ制を導入する政党では女性議員の割合は 4 割を超え、導入しない政党では 15～20%程度に留まっている（図 3-4 参照）。

クォータ制は、公的に任命される委員会、理事会、審議会にも導入されており、1981 年と 1988 年の男女平等法の改正により、公的に任命される委員会等ではいずれの性も全体の少なくとも 40%を占めなければならないと定められている。

・ジッパー制

ジッパー制とは、選挙の際の比例代表制名簿に男女の候補者氏名を交互に掲載する制度である。左派社会党や自由党では、選挙の際に同党から当選する男女の比率が同じとなるよう、本制度を取り入れている⁷⁸。

②地方

地方自治法（Local Government Act）の 2005 年の改正において、地方自治体の議会における男女構成比率を男女それぞれ 40%以上とすることが盛り込まれた。現在いずれの県議会でも女性議員比率は 4 割を超えており、中には 5 割に達する県もある。

⁷⁸ 各政党のジッパー制導入の実態は明らかではないが、労働党は採用していない。

(3) 今後の課題

ノルウェーでは、政治分野への女性の参画を促進するため、政党による自発的な取組が盛んに行われており、国会においても地方議会においても女性議員比率が年々増加するという一定の効果は得られている。

しかしながら、国会議員がフルタイムで報酬があるのと比べ、基礎自治体議会レベルでは、各政党の比例代表候補者リストのトップにいる議員以外（2番目以降の議員）は、無報酬という現状がある。このため、現状では基礎自治体議会の議員は、議員職の他にも収入源となる職業を持つ場合がほとんどで、議員活動はボランティアとして時間を捻出して行っている。これが子どもを持つ女性の基礎自治体レベルの政治への参画を困難なものとしており、実際にその女性比率も国会議員と比べて低い。

今後、政治分野への女性の参画を促すためには、いずれのレベルの議員に対しても、議員職に専念して力を発揮することができるよう、生活が保障される仕組みが必要といえる。